

(2) 食品衛生法における食品、添加物等の規格基準(抜粋)

食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の限量一覧表
かんしょ

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
BHC	0.2		ドジン	0.2	
γ-BHC	1		トリアジメノール	0.1	
DBEDC	0.5		トリアジメホン	0.1	
DCIP	0.02		トリアレート	0.1	
DDT	0.2		トリクロピル	0.03	
EPN	0.05		トリクロルホン	0.50	
EPTC	0.04		トリデモルフ	0.05	
アイオキシニル	0.1		トリフルミゾール	0.03	
アセタミプリド	0.2		トリフルムロン	0.02	
アゾキシストロビン	1		トリフルラリン	0.05	
アトラジン	0.1		トリフロキシストロビン	0.04	
アバメクチン	0.01		ナプロパミド	0.1	
アフイドピロペン	0.01		ナレド(再掲/ジクロルボス及びナレド)	0.1	
アメクトラジン	0.05		二塩化エチレン	0.01	
アラクロール	0.02		二臭化エチレン	0.01	
アラニカルブ	0.5		ノニルフェノールスルホン酸	5	
アルドリン及びディルドリン	0.1		ノバルロン	0.05	
イプロジオン	-	0.1 (2025.03.03)	パラコート	0.05	
イマザキン	0.05		パラチオン	0.3	
イマザリル	0.02		パラチオンメチル	0.1	
イマゼタピルアンモニウム塩	0.05		ビアラホス	0.004	
イミシアホス	0.01		ビオレスメトリン	0.1	
イミダクロプリド	0.4		ビキサフェン	0.01	
インドキサカルブ	0.05		ピジフルメトフェン	0.1	
エチオン	0.1		ピテルタノール	0.05	
エテホン	0.05		ビフェナゼート	0.05	
エトキサゾール	0.05		ビフェントリン	0.05	
エトフェンプロックス	0.01		ピペロニルブトキシド	0.5	
エトプロホス	0.05		ヒメキサゾール	0.5	
エトリジアゾール	0.5		ピメロジン	0.02	
エマメクチン安息香酸塩	0.1		ピラクロストロビン	0.04	
エンドスルファン	0.5		ピラクロホス	0.05	
エンドリン	0.01		ピラゾリネート	0.02	
オキサジキシル	1		ピラフルフェンエチル	0.01	
オキサチアピプロリン	0.04		ピリダベン	0.05	
オキサミル	0.10		ピリダリル	0.05	
オキシデメトンメチル	0.02		ピリフルキナゾン	0.05	
オメトエート	1		ピリミカーブ	0.50	
オルトフェニルフェノール	10		ピリミホスメチル	0.05	
カズサホス	0.02		ピリメタニル	0.05	
カルタップ,チオシクラム及び ベンスルタップ	0.05		ピレトリン	1	
カルバリル	0.02		ピロキサスルホン	0.01	
カルフェントラゾンエチル	0.1		ピンドン	0.001	
カルベンダジム,チオファネー ト,チオファネートメチル及び ベノミル	0.6		フィプロニル	0.01	
キザロホップエチル及びキザ ロホップPテフリル	0.05	0.1 (2025.03.14)	フェナミホス	-	0.1 (2024.12.19)

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
キザロホップPテフリル(再掲/ キザロホップエチル及びキザ ロホップPテフリル)	0.05	0.1 (2025.03.14)	フェニトロチオン	0.05	
キナルホス	0.05		フェノキサプロップエチル	0.1	
キントゼン	0.02		フェノキシカルブ	0.05	
グリホサート	0.2		フェンアミドン	0.02	
グルホシネート	0.1		フェンスルホチオン	0.05	
クレトジム	1		フェンチオン	0.1	
クロジナホッププロパルギル	0.02		フェンチン	0.05	
クロチアニジン	0.2		フェントエート	0.02	
クロピドール	0.2		フェンバレレート	0.05	
クロマゾン	0.05		フェンプロピモルフ	0.05	
クロマフェノジド	0.05		ブタミホス	0.01	
クロラントラニプロール	0.05		フルアジナム	0.03	
クロルタールジメチル	3		フルアジホップブチル	0.05	
クロルデン	0.02		フルエンスルホン	4	
クロルピリホス	0.1		フルオピコリド	0.02	
クロルピリホスメチル	0.05		フルオピラム	0.1	
クロルピクリン	0.01		フルオメツロン	0.02	
クロルフェナピル	0.05		フルキサピロキサド	0.03	
4-クロルフェノキシ酢酸	0.02		フルキサメタミド	0.01	
クロルフェンビンホス	0.05		フルシトリネート	0.05	
クロルフルアズロン	0.05		フルスルファミド	0.05	
クロロタロニル	0.2		フルピラジフロン	0.05	
酸化フェンブタスズ	0.05		フルフェノクスロン	0.02	
ジアフェンチウロン	0.02		フルベンジアミド	0.05	
シアン化水素	1		フルミオキサジン	0.02	
シアントラニプロール	0.2		フルロキシピル	0.05	
ジウロン	0.05		プロチオホス	0.05	
シクロキシジム	0.05		プロディファコウム	0.001	
ジクロフルアニド	5		プロフェノホス	0.01	
ジクロメジン	0.02		プロフラニリド	0.01	
ジクロラン	5		プロボキスル	0.5	
ジクロルボス及びナレド	0.1		プロモプロピレート	0.05	
1,3-ジクロロプロペン	0.01		ヘキサクロロベンゼン	0.01	
ジクワット	0.01		ヘキシチアゾクス	0.2	
ジコホール	3		ベナラキシル	0.05	
ジスルホトン	0.5		ベノミル(再掲/カルベンダジ ム,チオファネート,チオファ ネートメチル及びベノミル)	0.6	
ジチオカルバメート	0.1		ペルメトリン	0.02	
ジノテフラン	0.1		ペンコナゾール	0.05	
シハロトリン	0.05		ベンスルタップ(再掲/カル タップ,チオシクラム及びベン スルタップ)	0.05	
ジフェニルアミン	0.05		ベンゾビンジフルピル	0.02	
ジフェンゾコート	0.05		ペンチオピラド	0.06	
シフルトリン	0.05		ペンディメタリン	0.05	
ジフルフェンゾピル	0.05		ホキシム	0.02	

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
シフルメフェン	0.01		ボスカリド	2	
シプロコナゾール	0.01		ホスチアゼート	0.01	
シペルメトリン	0.05		ホスメット	10	
ジメチピン	0.04		ホセチル	40	
ジメテナミド	0.01		ホレート	0.3	
ジメトエート	1		マラチオン	0.5	
臭素	60		マレイン酸ヒドラジド	10	
シラフルオフェン	0.1		マンジプロパミド	0.01	
スピネトラム	0.1		ミクロブタニル	0.06	
スピノサド	0.02		ミルベメクチン	0.05	
スピロテトラマト	0.6		メソミル(再掲/チオジカルブ 及びメソミル)	0.5	
スピロメシフェン	0.02		メタフルミジン	0.1	
スルフエントラゾン	0.05		メタム(再掲/ダゾメット,メタム 及びメチルイソチオシアネー	0.02	
スルホキサフロル	0.05		メチオカルブ	0.05	
セトキシジム	4		メチダチオン	0.02	
ダイアジノン	0.03		メチルイソチオシアネート(再 掲/ダゾメット,メタム及びメチ ルイソチオシアネート)	0.02	
ダゾメット,メタム及びメチルイ ソチオシアネート	0.02		メトキシクロール	0.01	
チアベンダゾール	0.05		メトキシフェノジド	0.05	
チアメトキサム	0.3		メトコナゾール	0.04	
チオジカルブ及びメソミル	0.5		メトラクロール	0.1	
チオシクラム(再掲/カルタッ プ,チオシクラム及びベンスル タップ)	0.05		メトリブジン	0.5	
チオファネート(再掲/カルベ ンダジム,チオファネート,チオ ファネートメチル及びベノミル)	0.6		メフェントリフルコナゾール	0.04	
チオファネートメチル(再掲/カ ルベンダジム,チオファネート, チオファネートメチル及びベノ	0.6		リニュロン	0.1	
ディルドリン(再掲/アルドリン 及びディルドリン)	0.1		リン化水素	0.01	
テクナゼン	0.05		ルフエスロン	0.02	
デブフェノジド	0.05		レスメトリン	0.1	
デフルトリン	0.1		レナシル	0.3	
デフルベンズロン	0.05		レピメクチン	0.01	
デメトン-S-メチル	0.4		ワルファリン	0.001	
デルブホス	0.005				

ばれいしょ

BHC	0.2		トリクロピル	0.03	
γ-BHC	1		トリクロルホン	0.50	
DBEDC	0.5		トリデモルフ	0.05	
DDT	0.2		トリフルムロン	0.02	
EPTC	0.3		トリフルラリン	0.2	
アイオキシニル	0.1		トリフロキシストロビン	0.04	
アセタミプリド	0.3		トルクロホスメチル	0.3	
アセフェート	0.5		トルフェンピラド	0.05	
アゾキシストロビン	7		鉛	1.0	
アトラジン	0.06		ナレド(再掲/ジクロルボス及 びナレド)	0.1	
アバメクチン	0.01		二塩化エチレン	0.01	
アフィドピロペン	0.01		二臭化エチレン	0.01	
アミスルブロム	0.05		ニテンピラム	0.2	
アメクトラジン	0.05		ノニルフェノールスルホン酸	5	
アラクロール	0.01		ノバルロン	0.05	
アラニカルブ	0.5		パラコート	0.05	0.2 (2025.03.03)
アルドリン及びディルドリン	0.1		パラチオン	N.D.	

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
イソフェンホス	0.10		パラチオンメチル	0.1	
イプロジオン	0.08	0.5 (2025.03.03)	バリダマイシン	0.2	
イマザキン	0.05		ビアラホス	0.004	
イマザリル	5.0		ビオレスメトリン	0.1	
イマゼタピルアンモニウム塩	0.05		ビキサフェン	0.01	
イミシアホス	0.1		ピジフルメトフェン	0.1	
イミダクロプリド	0.4		ヒ素	1.0	
イミノクタジン	0.02		ビテルタノール	0.05	
インドキサカルブ	0.2		ビフェナゼート	0.05	
インビルフルキサム	0.05		ビフェノックス	0.05	
エタボキサム	0.05		ビフェントリン	0.05	
エテホン	0.05		ピペロニルブトキシド	0.5	
エトフェンプロックス	0.05		ヒメキサゾール	0.5	
エトプロホス	0.05		ピメトロジン	0.05	
エトリジアゾール	0.5		ピラクロストロビン	0.02	
エマメクチン安息香酸塩	0.1		ピラクロホス	0.05	
エンドスルファン	0.3		ピラゾリネート	0.02	
エンドリン	N.D.		ピラフルフェンエチル	0.01	
オキサジキシル	1		ピリダリル	0.05	
オキサチアピプロリン	0.05		ピリフルキナゾン	0.05	
オキサミル	0.10		ピリミカーブ	0.05	
オキシテトラサイクリン	0.2		ピリミホスメチル	0.05	
オキシデメトンメチル	0.02		ピリメタニル	0.05	
オキシシン銅	0.1		ピレトリン	1	
オキシソリニック酸	0.3		ピロキサスルホン	0.01	

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
オメトエート	2		ビンクロゾリン	0.1	
カスガマイシン	0.2		ピンドン	0.001	
カズサホス	0.02		ファモキサドン	0.05	
カルタップ,チオシクラム及び ベンスルタップ	0.1		フィプロニル	0.02	
カルバリル	0.02		フェナミホス	-	0.1 (2024.12.19)
カルフェントラゾンエチル	0.1		フェニトロチオン	0.05	
カルベンダジム,チオフアネー ト,チオフアネートメチル及び ベノミル	0.6		フェノキサプロップエチル	0.1	
キザロホップエチル及びキザ ロホップPテフリル	0.1		フェノキシカルブ	0.05	
キザロホップPテフリル(再掲/ キザロホップエチル及びキザ ロホップPテフリル)	0.1		フェンアミドン	0.02	
キナルホス	0.05		フェンスルホチオン	0.1	
キャプタン	0.05		フェンチオン	0.05	
キントゼン	0.1		フェンチン	0.1	
グリホサート	0.2		フェントエート	0.02	
グルホシネート	0.1	0.2 (2024.10.17)	フェンバレレート	0.05	
クレトジム	1		フェンピロキシメート	0.05	
クロジナホッププロパルギル	0.02		フェンプロピモルフ	0.05	
クロチアニジン	0.3		ブタミホス	0.2	
クロピドール	0.2		フラメトピル	0.01	
クロマゾン	0.05		フルアジナム	0.1	
クロラントラニリプロール	0.02		フルアジホップブチル	0.7	
クロルタールジメチル	3		フルエンスルホン	0.8	
クロルデン	0.02		フルオキサストロビン	0.01	
クロルピリホス	0.02		フルオピコリド	0.05	
クロルピリホスメチル	0.05		フルオピラム	0.1	
クロルピクリン	0.01		フルオメツロン	0.02	
4-クロルフェノキシ酢酸	0.02		フルキサピロキサド	0.07	
クロルフェンビンホス	0.1		フルジオキシニル	6	
クロルプロファム	30		フルシトリネート	0.05	
クロロタロニル	0.2		フルスルファミド	0.05	
酸化フェンブタズ	0.05		フルトラニル	0.2	
シアゾファミド	0.05		フルバリネート	0.01	
シアナジン	0.02		フルピラジフロン	0.05	
ジアフェンチウロン	0.02		フルフェナセット	0.1	
シアン化水素	1		フルベンジアミド	0.05	
シアントラニリプロール	0.2		フルミオキサジン	0.05	
2,6-ジイソプロピルナフタレン	0.5		フルロキシピル	0.05	
ジウロン	0.05		プロシミドン	0.2	
ジカンバ	0.05		プロスルホカルブ	0.05	
シクロキシジム	2		プロチオコナゾール	0.02	
ジクロフルアニド	0.10		プロチオホス	0.02	
ジクロメジン	0.02		ブロディファコウム	0.001	
ジクロラン	0.3		フロニカミド	0.3	
ジクロルボス及びナレド	0.1		プロパモカルブ	0.3	
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.4		プロパルギット	0.03	
1,3-ジクロロプロペン	0.01		プロフェノホス	0.02	

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
ジクワット	0.1		ブロフラニリド	0.04	
ジコホール	3		プロポキスル	0.5	
ジスルホトン	0.5		ブロモプロピレート	0.05	
ジチオカルバメート	0.2		ヘキサクロロベンゼン	0.01	
ジノデフラン	0.2		ベナラキシル	0.02	
シハロトリン	0.04		ベノキサコール	0.01	
ジヒドロストレプトマイシン及び ストレプトマイシン	0.05		ベノミル(再掲/カルベンダジ ム,チオファネート,チオファ ネートメチル及びベノミル)	0.6	
ジフェニルアミン	0.05		ペルメトリン	0.05	
ジフェノコナゾール	4		ペンコナゾール	0.05	
ジフェンゾコート	0.05		ペンシクロン	0.05	
シフルトリン	0.05		ベンスルタップ(再掲/カル タップ,チオシクラム及びベン スルタップ)	0.1	
ジフルフェンゾピル	0.05		ベンゾピンジフルピル	0.02	
シプロコナゾール	0.01		ベンダイオカルブ	0.05	
シペルメトリン	0.02		ベンタゾン	0.1	
ジベレリン	0.05		ベンチアバリカルブイソプロ ピル	0.01	
ジメチピン	0.05		ペンチオピラド	0.06	
1,4-ジメチルナフタレン	15		ペンディメタリン	0.05	
ジメテナミド	0.01		ペンフルフェン	0.05	
ジメトエート	1.0		ホキシム	0.05	
ジメトモルフ	0.1		ホサロン	0.05	
シモキサニル	0.2		ボスカリド	2	
臭素	60		ホスチアゼート	0.05	
シロマジン	0.8		ホスメット	0.05	
ストレプトマイシン(再掲/ジヒド ロストレプトマイシン及びストレ プトマイシン)	0.05		ホセチル	35	
スピネトラム	0.1		ホルペット	0.1	
スピノサド	0.02		ホレート	0.2	
スピロテトラマト	1		マラチオン	0.5	
スピロメシフェン	0.02		マレイン酸ヒドラジド	50	
スルフェントラゾン	0.2		マンジプロパミド	0.1	
スルホキサフロル	0.05		ミクロブタニル	0.06	
セダキサン	0.02		メソミル(再掲/チオジカルブ 及びメソミル)	0.3	
セトキシジム	4		メタフルミゾン	0.02	
ゾキサミド	0.02		メタベンズチアズロン	0.1	
ダイアジノン	0.02		メタミドホス	0.1	
ダゾメット,メタム及びメチルイ ソチオシアネート	0.2		メタム(再掲/ダゾメット,メタム 及びメチルイソチオシアネー タラキシル及びメフェノキサ	0.2	
チアクロプリド	0.02		メチオカルブ	0.05	
チアベンダゾール	10		メチダチオン	0.02	
チアメトキサム	0.3		メチルイソチオシアネート(再 掲/ダゾメット,メタム及びメチ ルイソチオシアネート)	0.2	
チオジカルブ及びメソミル	0.3		1-メチルシクロプロペン	0.01	
チオシクラム(再掲/カルタッ プ,チオシクラム及びベンスル タップ)	0.1		メトキシクロール	0.01	
チオファネート(再掲/カルベ ンダジム,チオファネート,チオ ファネートメチル及びベノミル)	0.6				

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
チオファネートメチル(再掲/カルベンダジム,チオファネート,チオファネートメチル及びベノ	0.6		メトコナゾール	0.04	
チオベンカルブ	0.02		メトブロムロン	0.01	
チフルザミド	0.01		メトラクロール	0.2	
ディルドリン(再掲/アルドリン及びディルドリン)	0.1		メトリブジン	0.6	
テクナゼン	0.05		メフェノキサム(再掲/メタラキシル及びメフェノキサム)	0.3	
テブコナゾール	0.1		メフェントリフルコナゾール	0.04	
テフルトリン	0.1		メプロニル	0.02	
デメトン-S-メチル	0.4		リニュロン	0.1	
デルタメトリン及びトラロメトリ	0.02		リムスルフロン	0.1	
テルブホス	0.005		リン化水素	0.02	
トラロメリン(再掲/デルタメリン及びトラロメリン)	0.02		ルフェヌロン	0.02	
トリアジメノール	0.1		レスメトリン	0.1	
トリアジメホン	0.1		レナシル	0.3	

食品において不検出とされる農薬等一覧表

2,4,5-T	ダミノジッド
イプロニダゾール	ニタルゾン
オラキンドックス	ニトロフラゾン
カブタホール	ニトロフランドイン
カルバドックス	ニフルスチレン酸ナトリウム
クマホス	フラゾリドン
クロラムフェニコール	フラルタドン
クロルスロン	プロファム
クロルプロマジン	マラカイトグリーン
ゲンチアナバイオレット	メトロニダゾール
ジェチルスチルベストロール	ロキサルゾン
ジメトリダゾール	ロニダゾール

○食品、添加物等の規格基準【昭和 34 年厚生省告示第 370 号】（抄）

第 1 食品

B 食品一般の製造、加工及び調理基準

- 1 食品を製造し、又は加工する場合は、食品に放射線(原子力基本法(昭和 30 年法律第 186 号)第 3 条第 5 号に規定するものをいう。以下第 1 食品の部において同じ。)を照射してはならない。ただし、食品の製造工程又は加工工程において、その製造工程又は加工工程の管理のために照射する場合であって、食品の吸収線量が 0.10 グレイ以下のとき及び D 各条の項において特別の定めをする場合は、この限りでない。

2～8 [略]

D 各条

○ 穀類、豆類及び野菜

4 野菜の加工基準

発芽防止の目的で、ばれいしょに放射線を照射する場合は、次の方法によらなければならない。

- (1) 使用する放射線の線源及び種類は、コバルト 60 のガンマ線とすること。
- (2) ばれいしょの吸収線量が 150 グレイを超えてはならないこと。
- (3) 照射加工を行ったばれいしょに対しては、再度照射してはならないこと。